



# “議会基本条例”ってなあに??

## 議会基本条例 早わかり Q & A

草津市議会が、平成26年12月に定めた「草津市議会基本条例」をわかりやすく解説します。

### Q なぜ議会基本条例をつかったの？

**A** 市のまちづくりを決定する議会は、市民の負託を受け、市民の多様な意見を代表して議論し、政策をつくり、行政の監視や評価を行う役割を負っています。

草津市議会や議員がこれらの役割を果たし、市民に信頼されるよう、みずから議会改革を進めていくとともに、より一層市民に開かれた議会を目指すなど、地方分権時代にふさわしい議会のあり方を明らかにし、市民の福祉の向上や市政の発展に寄与することを決意し、この条例を制定しました。

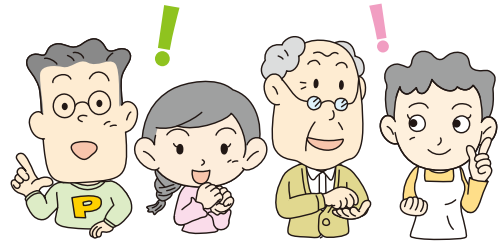
### Q 議会基本条例によって、市民にとって何がかわるの？

**A** 議会基本条例には「市民に開かれた議会」を議会の基本原則の一つとして定めています。

この原則に基づき、市民にわかりやすく情報を発信するとともに、市民が議会に参加する機会を拡充することを、議会報告会などを通して実践してまいります。

### Q 議会基本条例には、どのようなことを定めているの？

**A** 議会基本条例は、草津市自治体基本条例に定める「議会の役割」を果たすために、「市民に開かれた議会」「政策の立案や提言を行う議会」「行政の監視および評価を行う議会」を3つの柱とし、それを支える議会活動の理念をもとに、議会報告会や政策討論の実施、市長等への反問権の付与、議決事件の拡大などの具体的実現策を体系的に定めています。



 **詳しい条例の内容はこちら (11ページ)**

※次回の定例会の日程は、10ページに掲載しています。

### 宛先・問合せ先

#### 草津市議会事務局

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号

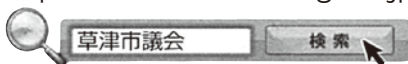
TEL. 077-561-2413

FAX. 077-561-2485

Eメール gikai@city.kusatsu.lg.jp

#### ●草津市議会ホームページ

<http://www.kusatsu-shigikai.jp/>



### 編集後記

平成23年の市議会議員選挙当選以来、我々24名の議員は、草津市のますますの発展のために力を注ぐとともに、市民に開かれた議会を目指して議会改革の推進に取り組んでまいりました。光陰矢のごとし、月日の経つのは早いもので、今年は4年に1度の市議会議員選挙の年です。議員に選ばれた時の気持ちを忘れず、制定されました議会基本条例を尊重し、残された任期を気を引き締めて頑張っております。

議会広報編集委員一同